

【業務委託仕様書】

第1 総 則

本仕様書は、南那須地区広域行政事務組合（以下「委託者」という。）が委託するし尿処理施設受入槽及び貯留槽清掃業務に適用する。清掃業務受託者（以下「受託者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令並びに契約書及び本仕様書に定める事項を遵守し、清掃業務を行うこと。

1 業務委託名

し尿処理施設受入槽及び貯留槽清掃業務委託

2 委託箇所

那須烏山市大桶 444 番地

南那須地区広域行政事務組合 保健衛生センター

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

4 一般事項

- (1) 業務に必要な機材・消耗品等は、全て受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施に当たり、受託者の責により、建物及び工作物等に損害を与えた時は賠償の責を負うものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後及び解除後においても同様とする。
- (4) 受託者は、常に現場の整理・整頓を励行し、発生する騒音、振動等については関係法令を遵守し、現場環境の保全に努めなければならない。
- (5) 委託者は、受託者の行う業務が本仕様書に適合しないと認められた場合は、受託者に対し適合するように指示することができる。
- (6) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の両者協議の上、これらの解決にあたるものとする。

5 提出書類

- (1) 受託者は、業務の着手に際し、次の書類を委託者に提出するものとする。
 - ア 着手届

イ 現場代理人及び主任技術者選任届

ウ 工程表

(2) 受託者は業務の完了（1回目、2回目毎に）に際し、次の書類を完了報告書として委託者に提出するものとする。

ア 業務完了届

イ 危険有害ガス測定記録

ウ 写真（水槽毎に清掃作業前・作業中・完了後等）

第2 概要

1 概要

し尿処理施設受入槽及び貯留槽等の槽内底部に堆積している汚泥及び沈砂物等を除去し、槽内を洗浄する。

2 業務の対象

(1) 水槽の名称及び清掃回数

水槽の名称	面積 (m ²)	清掃回数
① し尿沈砂槽	2. 2	2回
② 浄化槽汚泥沈砂槽	1. 7	2回
③ し尿受入槽	5. 2	2回
④ 浄化槽汚泥受入槽	7. 5	2回
⑤ し尿貯留槽	19. 3	1回
⑥ 浄化槽汚泥貯留槽	31. 5	1回
⑦ 予備貯留槽	57. 2	1回
⑧ 汚泥貯留槽	20. 0	1回

(2) 汚泥及び沈砂物等の量 夏季：40 m³ ・ 冬季：40 m³

3 清掃の時期及び清掃箇所

業務は、施設の搬入停止日(第2・第4土曜日及び日曜日)に行うものとし、1回目を夏季(8月・9月)に2回目を冬季(2月・3月)に実施するものとする。ただし、施設等の状況により前記の時期に実施することが困難な場合は、委託者、受託者の双方で協議し実施時期を変更することができる。

また、実施日を汚泥運搬処分業者「新和企業有限公司(北茨城市磯原町木皿824)」と調整を行い、運搬車両の手配等業務に支障がないようにすること。

回数	時期	清掃箇所（番号は上記(1)を参照）
1回目	夏季	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑧
2回目	冬季	① ② ③ ④ ⑦

4 清掃の方法

清掃の方法は、概ね次のとおりとし、詳細については、委託者、受託者の双方で協議し決定する。

- (1) 吸引ホースの固定や床の養生等、施設に損傷を与えぬよう対策を行うこと。
- (2) 水槽内に堆積した汚泥及び沈砂等を特殊吸引車により吸引し、委託者の指定する運搬車両に積み込むこと。
- (3) 水槽内（床・壁等）は、高圧洗浄にて清掃を行い、洗浄後の汚水は上記(2)と同じ方法により処理すること。

第3 特記事項

1 現場管理

受託者は、清掃方法を十分把握し、清掃に用いる機器の設置場所については、委託者と協議し、その指示に従うこと。

2 安全対策

受託者は、清掃作業中の労働災害、酸素欠乏、硫化水素中毒、引火性ガスによる爆発等の安全対策については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等、その他関係法規を遵守するとともに、作業員に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。

(1) 作業開始前

- ア 受託者は、清掃作業全般における指揮能力を持ち、かつ、第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任すること。
- イ 受託者は、作業現場の実情を十分把握し、作業員の管理体制、作業体制及び非常時の救急体制等を十分に備えること。また、作業における届出連絡並びに立入禁止処置等について、事前に委託者と十分に打ち合わせすること。
- ウ 受託者は、作業当日の作業現場において、酸素濃度測定器、硫化水素濃度測定器等の点検整備を行い、正常に作動することを確認すること。
- エ 受託者は、作業計画を立て、各器具の使用法、非常時の処置を含めて、作業従事者全員に周知徹底させること。

(2) 換気

- ア 受託者は、逆排気の換気装置等で槽内を換気すること。
- イ 受託者は、槽内作業を行うにあたり、酸素濃度を測定し、18%以上の酸素があり、かつ、硫化水素濃度が5ppm以下であることを確認してから作業を開始すること。また、作業中も常に測定すること。
- ウ 受託者は、連続して作業中の送気を維持すること。
- エ 受託者は、送気については、清掃作業車両等の排気ガスを吸引し、これによる中毒の危険が生じないように採気位置等に十分注意すること。

(3) 測定

- ア 測定及び記録は受託者の作業主任者が行い、測定時の事故を防止するため、受託者は、必ず監視人（補助者）を配置すること。
- イ 受託者の測定者は、保護具を装着せずに体の乗り入れ又は立ち入りをしてはならない。
- ウ 受託者は、槽上部の開放したマンホール及びタンク等の開口部直下を測定する場合は、槽内部に立ち入らずに、上から測定器の検出端を吊り下げて行うこと。
- エ 受託者は、槽内に立ち入って測定する場合は、必ず空気呼吸器等の呼吸用保護具を装着して行うこと。
- オ 受託者は、槽内作業中常時測定を行い、作業開始前、作業中断後に再度作業を開始する前、作業員の身体及び換気装置等に異常があった場合には必ず測定すること。

(4) 清掃作業の実施にあたって

- ア 受託者は、槽内の十分な換気と有毒ガスの有無を確認後、槽外に最低1名以上の監視人（作業員）を配置して槽内での作業を常時監視させる一方、槽内に入る作業員については、転落の可能性があるときは、身体に安全带、その他命綱等（合図用と共に救出用も兼ねた物）を結び付けて、万一の事故が発生した場合には、槽外に引き出せるようにすること。
- イ 受託者は、槽内の換気ができない場合または十分にできない場合等で、労働安全上必要な酸素及びガス濃度が保てない場合には、必ず空気呼吸器等の呼吸用保護具を装着して作業等を行うこと。

【注 意 事 項】

- (1) 槽内作業にあたっては、通常のガスマスク、防塵マスク等は、酸欠防止に全く効力がなく、絶対に使用しないこと。
- (2) 槽内作業中は、常に自動警報機付きの測定器を使用して、ガス等の検知を行い、酸素濃

度 18%以下、または硫化水素濃度 5ppm 以上となったら直ちに作業を中止して槽外に出ること。

- (3) 停電となった場合にも、直ちに作業を中止して槽外に出ること。
- (4) 槽内に堆積した汚泥、残渣物より硫化水素が大量に発生することがあるので、作業中は十分注意すること。
- (5) 受託者の監視人は、常時作業を常に監視し、異常の発見に努めること。また、非常の際においても代わりの監視人がいない場合には槽内部に入ってはならない。

なお、救出のために槽内部に入るものは、必ず酸素呼吸器又は空気呼吸器、命綱、その他必要な保護具を装着しなければならない。

- (6) 受託者は、万一の事故を想定し、事故発生時の連絡先等の対策を予め定めて、速やかにその処置ができるようにすること。